

2021年2月1日

(吸収分割株式会社)

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sエンジニアリング
代表取締役社長 得丸 茂

(吸収分割承継株式会社)

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長 岡 良一

吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

株式会社三井E&Sエンジニアリング(以下「吸収分割株式会社」といいます。)及び株式会社三井E&Sホールディングス(以下「吸収分割承継株式会社」といいます。)は、2020年11月26日付で両者の間で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2021年2月1日を効力発生日として、吸収分割株式会社のエンジニアリング事業に関して有するDASH Engineering Philippines, Inc.株式を吸収分割承継株式会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
2021年2月1日
2. 吸収分割株式会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 反対株主の差止請求について(会社法第784条の2)
会社法第784条の2に基づき、吸収分割株式会社に対して本件分割の差止を請求した株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)
会社法第785条に基づき、吸収分割株式会社に対して株式買取を請求した株主はありません

でした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

吸収分割株式会社は、会社法第787条第1項第2号に規定する新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

吸収分割株式会社は、吸収分割承継株式会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継株式会社における会社法第796条の2、第797条の規定及び第799条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）

本件分割は、会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の2の規定に基づく請求権は、発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

吸収分割承継株式会社は、会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施し、会社法第797条第3項の規定に基づき、株主に対して通知を行いましたが、同条第1項の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

吸収分割承継株式会社は、会社法第799条第2項及び同条第3項に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう2020年11月27日付で官報公告及び2020年11月27日付で開始した電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継株式会社は、本件分割の効力発生日をもって、本吸収分割契約に基づき、吸収分割株式会社のエンジニアリング事業に関して有するDASH Engineering Philippines, Inc. 株式を承継しました。なお、吸収分割承継株式会社が、吸収分割株式会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：133百万円

承継負債の額：0円

5. 本件分割に係る変更の登記をした日

2021年2月1日

6. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上